

# 「雇用安定協定」の一方的破棄彈劾



84.10.15  
No. 1766

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）  
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二(22)七二〇七

## 当局一動労「本部」革マル一体となつた 労働組合解体攻撃を許さな

首切り「三本柱」をめぐる団体交渉は、10月9日、動労千葉、国労が「一時帰休」「出向」についての「最終提案」なるものを拒否したことにより、当局は10月10日、「団体交渉打ち切り」と「雇用安定協定の解約」を通告してきた。

われわれは、10万人首切りにむけた見境のない労働組合解体攻撃と断固対決するとともに、またしても鉄労とともに「片仕切り」し、当局と一体となつて動労千葉、国労破壊のスキを狙う動労「本部」革マルを断じて許さず、「60・3ダイ改」粉碎にむけ闘うものである。

### 当局＝動労「本部」革マル 一体となつた暴挙

首切り「三本柱」のうち、「一時帰休」「出向」については、動労千葉申17号、申2号をもつて解明要求を行い、団体交渉をすすめてきた。

ところが当局は、10月9日に至り、突如「最終案」であるとして修正案を提示するとともに、

18時30分、「メモ」を提示し「『退職制度の見直し』については、有効期間の定めのない協定に基づき、6カ月間、引き続き協議する」とし、「『一時帰休』『出向』について、9日、24時までに当局提案どおり妥結しなければ『雇用安定協定』を破棄する」との恫喝を加えてきた。

動労千葉は当局の「団交否定」の不遜な態度を厳しく糾弾すると同時に、「『一時帰休』『出向』で『過員』解消がはかれるとの確固たる展望を示すことが先決」と主張し、妥結を拒否した。これに対し当局は、9日の24時、「妥結しなければ一方実施する」との「口頭通告」を行ってきた。こうした恫喝をうけて、動労「本部」革マルは、10日の3時30分に至り、鉄労とともにまたしても「片仕切り」の裏切りに走ったのだ。

それも「24時妥結」では当局の恫喝に屈したようでは格好が悪いからと、9日の23時50分にさかのぼつて妥結」という念の入れようである。動労「本部」革マルの援護をうけた当局は、10月10日、8時30分「千總労第92号」「通告書」をもつて、「一時帰休」「出向」についての団体交渉打ち切りを通告し、10月11日、17時30分、「職労第389号」をもつて「雇用安定協定等に関する(57・6・1締結)」の解約を通告してきた。

実力闘争と團結力こそが、職場とわが身を守る唯一の道だ

を断じて許すわけにはいかない。

首切りそのものである「三本柱」に反対すれば今度は「雇用安定協定」を破棄して「首を切る」、という目茶苦茶な攻撃である。

まさに、「三本柱」こそ監理委員会の「20万人の前半の台にまで減らす」大量首切りの突破口をなす攻撃である。にもかかわらず、動労「本部」革マルがまたしても「片仕切り」の裏切りを強行した狙いは明白である。

「雇用安定協定のない国労や動労千葉にいると首を切られるから動労に入ろう」との組織攻撃を策動していることは間違いないことだ。

一方、当局の「雇用安定協定破棄」をうけて、マスコミは「指名解雇ができる」かのような反動的報道を意図的に大うつしに開始している。

しかし、これこそ彼らのペテン的恫喝の典型に他ならない。そもそも、これまで労働者がわが身を守ってきたのは、単に「協定の条文」のおかげなのか？ そうではない。「協定文」にその一端が象徴されているところの、団交や現協等で示される当局と労働者(＝組合)との間の「現実の力関係」の強弱こそが、労働者の身分と権利を守り切るか否かの唯一現実的な「保障」なのである。いいかえれば、労働者＝労働組合の階級的戦闘力・組織力に裏うちされていない「協定の条文」などは、たとえあつたとしても「紙きれの条文」にしかすぎない。現に、動労「本部」革マルのように、現「協定」が存在しているうちから、率先して屈服し、現場労働者の戦闘力を解体してきた裏切り指導のもとで——かの「貨物安定宣言」路線の裏切りと破産と敗北が鮮明に示しているように——何万名という仲間の職場が奪われ、首が切られ、権利が剥奪されてきたではないか。又、現